

議案第 26 号

上越市特別会計条例の一部改正について

上越市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

上越市長 村 山 秀 幸

上越市特別会計条例の一部を改正する条例

上越市特別会計条例（昭和 46 年上越市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 4 号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（上越市地球環境財政調整基金条例の廃止）

2 上越市地球環境財政調整基金条例（平成 14 年上越市条例第 3 号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行により廃止することとなる地球環境特別会計の令和 2 年度に係る出納については、令和 3 年 5 月 31 日までに整理するものとする。